

第3回 泉南市立地適正化計画策定等委員会 議事概要

日 時：令和8年6月30日（金） 15時00分～17時15分

場 所：大会議室

議事次第：

- 1 開会
- 2 第2回委員会、第2回作業部会の主な意見と対応方針について
- 3 防災指針について
- 4 誘導施策について
- 5 その他
- 6 閉会

出席者：

関西大学 環境都市工学部建築学科 教授	岡 絵理子（会長）
大阪公立大学 名誉教授	下村 泰彦（副会長）
和歌山工業高等専門学校	
環境都市工学科 准教授	伊勢 昇
泉南市区長連絡協議会会長	上中 喜美夫
泉南市商工会会長（工業）	角野 豪紀
泉南市商工会副会長（商業）	北村 敏
泉南市農業委員会委員	向井 彰一
成長戦略室室長	伊藤 公喜
公共施設再編室室長	辻 嘉彦
市民生活環境部部長	眞田 知彦
都市整備部部長	伊藤 好幸

欠席者：

行政経営部部長	川端 豊
---------	------

<事務局>

都市政策課	鶴戸課長、市川課長代理、 長濱係長、朝井主査、 中村、高坪
(株) かんこう	木戸脇、中谷

《審議会概要》

1 開会

資料の確認、傍聴人の報告、会議成立の報告

会長あいさつ

2 第2回委員会、第2回作業部会の主な意見と対応方針について

事務局より資料1に基づいて説明（説明内容、省略）

＜質疑応答＞

なし

3 防災指針について

事務局（かんこう）より資料2に基づいて説明（説明内容、省略）

＜質疑応答＞

会長 防災指針は、防災計画等と関連するところが多いと思うが、防災指針のリスク分析で様々な課題が把握できたので、その課題への対応にいち早く取り組む必要があると思うのだが、防災計画は、課題への対応ができるようになっているか。

事務局 リスク・課題について、今回の分析によって見えたものがあるかどうか区分けはしていないが、リスク・課題にどう対応するかというアウトプットについては、既存の計画から抽出しているもので、それらに取り組むことでリスクは低減できるという理解になる。

事務局 リスク分析により挙げられた課題については、既存の計画に基づく対策により、ある程度対応できる。ただ、避難施設が被災するとか、避難所までが遠く徒歩での避難が難しいエリアがあるなどの問題がある場合の対応については、防災部局が検討する。速やかに避難所を新設するなどの処置は困難であるが、避難行動の迅速化を図ることなどにより対応することとなると思う。

会長 すでに対応してもらっているとのことで了解した。他に何か質問・意見があれば発言願いたい。

委員 第2回の作業部会の際に、個々の避難施設の収容人数が足りるかどうかという話題が出た。それで各避難施設についてボロノイ分割という手法を用いて分析すると、住んでいるところから最も近い避難施設が割り出されるので、市民の方は基

本的に一番近い避難施設に逃げるという想定で計算すれば、どれくらいの人がその施設に来るか検証できるはずだが、この件については今後明確になるのか。

事務局 避難施設の問題は取り組まないといけないという認識を持っており、実施していくという認識でよいと思う。

委員 この計画の策定にあたり、この件が明らかにならなくても問題ないのか。

事務局 特に問題はないと思うが、計画の中では「検討する」と記載させてもらう。

会長 どこに避難するかは、災害によって異なる。例えば水が海のほうから来るときには、自ずと山のほうに逃げることになる。
東日本大震災の教訓として、避難所で被災するというのは絶対に避けなければならないので、この災害ではここに行ってはいけないという情報発信について配慮してもらいたい。防災指針は細かいことまで記載するものではないと思う。

副会長 資料2の7-2ページに防災指針の検討フローが記載されており、そこでまず①で災害リスク分析を行い、次に課題を発掘している。これ自体は間違いでないが、居住誘導区域をどこに設定するか、危険なエリアは誘導区域から外すかという話はこの中には出ていない。それで、このフローは各地域の防災上のこれからの対応のために示されているものだが、これは資料の後段で示されている、各地域における避難施設からの500m圏域・800m圏域の話とどう関係しているのか。
この辺りが整理されていないと思う。立地適正化計画では、居住誘導区域等を定める必要があり、また防災についても指針をとりまとめる必要があるのだが、これらを別々に決めて、すり合わせがうまくいっていないように感じる。居住誘導区域はどれも同じ防災対応でよいのか、地域に応じた配慮が必要ではないか。
これに関連して、30年後の人口密度なども考慮しながら居住誘導区域を設定していくわけであるが、その解析単位を小学校区くらいとするのか、町丁目とするのか、居住誘導区域を指定していく際の線引きの線をどれにするのかにも配慮しないと、今後地域防災計画に基づいてコミュニティ活動として自立して自助・共助ができるような防災組織を作ろうとする場合に、その活動が自治会単位なのか、小学校区単位であるのかといったことがキーになる。その辺りの解析単位をどうするかについて配慮しておかないと、立適のソフト施策とリンクしてこない可能性も出てくる。
会長が冒頭で、この防災の資料の内容をすべて立適に載せるのかと尋ねていたように、防災の内容が立適にオーバーレイできている形が見えない。すなわち最終的

にどの辺りに落とし込むのかということになる。

最後のところに対応方針として、課題に対する取り組みが示されているが、これは図面がなく、例えば新家駅周辺はどうする、樽井駅周辺はどうするといった都市計画上の誘導がないので、その辺りは気になっている。

事務局 非常に考えさせられるご意見である。ただ、誘導区域に入れるエリアについては前回議論させていただいた。それで防災指針を定めるにあたり、今回災害リスク分析・課題の抽出を改めて行ったが、誘導区域の設定には戻らずに、ソフトやハードにより対策を行っていくものとしている。

おそらく新家駅周辺の対策と岡田浦駅周辺の対策は地域柄を踏まえると異なるはずなのに、区分けされていないというところが、下村委員の指摘されていることかと理解したが、そこに関する出口としては、地域防災計画にどこまで書いてあるかということ、また立適でどこまで踏み込むかという問題もあり、今回はそこまで踏み込んでいないという状況になっている。

副会長 防災指針と誘導区域を完全に合わせることはできないかもしれないが、おおよそその方針は書いておかないといけないと思う。防災指針で、地域ごとに災害種別でどこに避難すべきといった細かいことまで書く必要はないと思うが、例えば浸水が3m以上に達し、垂直避難しても2階以上に達する危険があるところも居住誘導区域に入れていることの対応を住民任せにはいけない。その対応について、しっかりここに書いておくべきであり、実際に一部は書いてあるので、それをきちんとすり合わせておかなければいけないだろう。

例えば、災害リスクとして浸水深が0.5m以下で浸水の危険はあるが居住誘導区域に入れているので、浸水が起きそうな場合は逃げる工夫が必要であるとか、家屋倒壊の被害が想定されるところは誘導区域から外しているとか、そうした筋道を明示しないと地域住民の方々に不信感が生じ、また、同じようなハザードエリアなのに、ここだけ居住誘導区域から外されていると疑問を持たれた場合に、その根拠が示されている状況でないと立適の居住誘導区域は住民から納得が得られないと考えている。

確か災害リスクを踏まえて居住誘導区域から外したところがあったのではなかったか。

事務局 はい。警戒区域などで、誘導区域から外したところはある。

副会長 危ないので外したというのはわかりやすい。しかし危険性があるのに誘導区域に入れているのは、どういう対応をするのか、方向がわかるようにすべきである。

資料 2 の 7-2 ページのフロー図の内容が足りていないように思う。誘導区域の設定の考え方を踏まえて、しっかりと内容を盛り込まないと、地域住民の納得が得られないという気がする。

事務局 居住誘導区域設定の段階で、災害リスクがあるところをお示しし、すべてを誘導区域から外すことはできないので、どこを外すべきかについて議論をしていただいたと考えている。それでどうしても居住誘導区域から外せないところは、“逃げる”ことを前提とした対策を取らないといけない。今回はその“逃げる”ことを対策の前提としつつ、防災指針及び取り組み内容を定めるという流れとしている。ただ、今のご指摘のように、改めて資料 2 の防災指針だけを読むと、その辺りの関連性が見出しにくくなってしまっているのだと思う。まず 7-2 ページのフロー図が、防災指針のことだけを示しており、居住誘導区域との関連性が示せていないように思うので、まず居住誘導区域について、どういう考え方で設定を行ったか、災害リスクの判断により区域から抜いたところはどこか、災害リスクがあるのに誘導区域に残した地域があり、そこへの対策を示すためのものが防災指針であるという流れがわかるように、フロー図を書き直すべきというご意見であったと理解した。

前回までに居住誘導区域設定の議論はいただいており、今回は防災指針を定めるために詳細な災害リスク分析を行ったのだが、それを踏まえて改めて居住誘導区域から外したほうがよい地域があれば、その議論をしていただければと考えている。

災害リスクと居住誘導区域、都市機能誘導区域と重ね合わせや分析のところは、まさしくその判断材料になる部分で、実際に居住誘導区域の中にどれだけの災害リスクがあるかを示した上で、いわゆる“逃げる”という対応だけで十分なのか、やはり誘導区域から外すべきではないかという議論が出てくるのであれば、そういう対応も考えないといけないと思っている。ただ、現段階ではあまりそうした場所はないかと事務局では考えており、一旦こうした流れで指針を作成させてもらった次第である。

だから下村副会長のご指摘の要は、わかりにくさにあると理解しているのだが、居住誘導区域からいかに防災指針につながっていくかという流れ、すなわち、居住誘導区域の中で災害リスクのあるところにはどう対応しようとしているのかということ、一方で、なぜ居住誘導区域から外れたエリアがあるのかという理由を明示すること、その辺りを改めて整理させてもらうということによいか。

副会長 今回少し居住誘導区域から外す地域が出てくる可能性があるならば、外した理由をしっかりと書いておくのと同時に、外さなかったところにも災害リスクのあ

るエリアがあり、そこにはどういうソフト対策を行っていくのか示す必要がある。例えば自治会をベースに地域住民の方々や事業者など、そこに関連する人たちに集まってもらい、意識を共有しながら防災活動を行うような、コミュニティ的な取り組みを行政が重点的に誘導していくような対応をするのだとしたら、その対象となる地域はどこか、従来どおりの防災活動で対応できるのはどこかを示し、地域の災害リスク程度に応じた防災の取り組みが出てくる可能性があるのではないかと、今回のリスク分析の話聞いていて感じた。

だから、今回出された防災指針の内容に全く反対しているわけではなく、居住誘導との関係性がバラバラに見えることが問題だと感じている。そこで、立適にどう取り組んでいくかをベースにして、その上で、防災上のハード的な状況により居住誘導から外した地域、ソフト対策で手厚く防災対応を行う地域、一般的な防災の考え方で対応できる地域というような仕分けを行い、その地域に応じた取り組みを考える必要があるのではないかという気がしている。

会長 今回災害リスク分析をした中で、建物を更新する際に嵩上げを促したほうがよいエリアが出てくる可能性があるのではないかと思ったのだが、そうした取り組みはソフト対策ではないので、地域で考えることになるのか。嵩上げしたほうがよいエリアを設定することは、この中でもできるのではないかと思うのだが、実際のところどうなのか。というのは、岡田浦の川向うのエリアは新しい住宅地であるが、災害ハザードが付いてしまっている。ここについては、開発時に嵩上げは既に実施されているのか。

事務局 されていない。

会長 そうであれば、やはり開発される前に、開発時には嵩上げをしなければならないという話をすべきであったとも考えられる。そうしたことも含めて、開発や更新に関しては、将来的なことをきちんと書き込んでおく必要があると言える。それと同様の話で、地震の発生時に家屋倒壊のリスクのあるエリアが示されており、そこはつまり耐震性能が低く更新すべき建物たくさんあるエリアということになると思うが、この対応としては耐震化の促進ということになるだろう。ただ、それは立適で扱う内容ではないと思われるが、一方でこのリスク分析の結果をいかに耐震化の政策につなげるかという話は必要ではないかとも感じており、そういうことはこの計画の中で扱うことはできるのか。

事務局 立地適正化計画の中で、新たに防災に関して課題を整理し、それを投げかけることを今回させてもらったが、これについて、例えば今指摘いただいた岡田浦の住宅

地を嵩上げするとか、そうした新たな施策を打つことは検討していない。

会長 これからは行政の方で、市民がリスクのあるエリアで新たに建物を建てる際に嵩上げをするなら補助金を出すなどをセットで考え、地域ごとに考えていかざるを得ないと思う。リスクのあるところを居住誘導区域にしてあるので、放っておくことはできない。まさに下村先生の話のとおりで、何かしないといけないという視点で言えば、そうした個別対応の取り組みもあり得るように考えている。

委員 避難所の話で一市民として心配になったのだが、資料1の2ページで避難所の収容人数について「市全体としては充足している」と書かれているが個々の避難所の収容人数の積み重ねで、市全体の避難所として充足しているという意味で全体としては足りているが、個々の避難所で見ると足りていないところがあるという話なのか。

事務局 この件についてはどう整理していくか検討を進めていく。

会長 避難所と言っても、一時避難するのか、長期的に避難するのかによっても避難所も変わってくる。長期的な避難をするなら一定のスペースや機能が必要であり、避難の目的と避難所のキャパは非常に関係がある。ただ泉南市の場合、そこまで不安になるほどのハザード状況ではないものと考えている。浸水エリアの中でも浸水の激しいところとそれほどでもないところがあり、ハザードマップを見ると、細かく段階が示されているので、その状況に応じて避難することになる。一方で、耐震性の低い住宅に住んでいる方は、地震が来ると大変なことになるということはある。つまり、水害か、地震かといった災害によって避難行動も異なるので、それらを区分けせずに「避難所」として一括りで表現しているため、おおざっぱでわかりにくくなっていると思う。

事務局 避難所については、災害種別によって避難所の色分けはしており、例えば水害での避難所なのか、地震での避難所なのかは区別してポイントを図示した資料は作成しており、第1回の委員会で提示させてもらった。今回の防災指針では、その色分けに基づいて設定された避難所を落とし込んでいる。

会長 では、災害種別に応じた避難所のプロットになっているということで、災害が起きた場合に、その周辺の住民が全員避難所に来ることが起こるかどうか…。

委員 そういうことは想定外。防災計画でも、一時的な避難を想定した避難所のキャパ

を示しており、例えば備蓄を 3000 人・5 日分といった形できちんと充足しているが、もし壊滅的なことが起きたら、どこの避難所もキャパオーバーになるかもしれない。

委員 最悪の場合にも十分に対応できるというのは理想論であって、現実的ではないということか…。

委員 一般的に想定される被害に対する避難所の機能は充足している。

会長 能登や東日本の震災時には、村と村の間が離れており、その間が寸断されるということがあったが、泉南市ではそうしたこともあまり想定されないので、もし何かあっても近隣自治体から物資の供給はあるものと考えられる。

委員 最大震度 7 とか、大阪湾の津波 3 m といった規模の災害に対する備えはきちんとされている。

会長 防災指針でどこまで踏み込むかは、立適の位置づけから考えるとなかなか難しい。

事務局 テクニク的な部分を防災指針で扱うのは実際のところ難しい。ただ、下村委員からもご指摘のあったとおり、住民の方々が不安を感じるおそれがあるので、何か工夫ができないか検討してみたい。

副会長 居住誘導区域は、市が住民に対して居住を促したいエリアなので、防災を考慮すれば、危険なエリアを居住誘導区域に入れないほうがよいというのは大原則と言える。ただ、原則どおりにはいかない場面というのは多々あるので、その場合には市としてこういう配慮をするので、地域の方々も防災やまちづくりにこのように取り組んでほしいと示す必要がある。それも、非常に積極的に取り組んでほしいところ、普通の取り組みでよいところなど、災害リスクの程度によって段階があると思う。

いずれにせよ、危険な場所を居住誘導に入れるのであれば、そのリスクを理解してもらい、地域ごとに必要となるリスク程度に応じた取り組みを整理したほうがよいと感じた。

事務局 下村委員より、居住誘導区域の中でも災害リスクの程度による色分けが必要との指摘があった。ただ、今回事務局として考えているのは、誘導区域の線をどこに

引くかであり、その中の色分けまでは考えていない。というのは、立適において区域内の色分けまでしてしまうと、今度はその濃淡を付けた根拠はどこにあるのかという議論にもなり、各種の災害がある中で災害種別でいかに色分けするかも難しい問題になる。

それで今回災害リスク分析を行った出口の部分については、資料2の7-38, 39ページに整理しているので、今回はこの形での対応とさせていただき、さらにその先にどういう工夫が必要かについては、今後の検討課題としたい。

副会長 例えば津波災害の想定で、500m徒歩圏にきちんとした避難ビルが存在しているエリアと、800mくらい先に民間の工場の3階建てくらいのビルがあってそこに避難するというエリアとでは、危険度のランクが違ってくるだろうということ。避難所まで800mあるとしたら、健常者は問題なくても、年配の方や車いすの方などは大変な距離になる。そうしたエリアではきちんと自治組織を機能させ、助け合いながら移動することが必要になるので、そうした取り組みをより確かなものにするためにも、リスクに応じた色分けが必要ではないかと考えた次第である。

会長 今回災害リスク分析をしてもらったことで、立地適正化計画で定めた居住誘導区域の中にもどういう課題があるのかが抽出されたので、それを地域にきちんと落とし込んでもらい、防災計画などで対応してもらうことになると思う。立適でこれ以上扱うのは難しいことだと思うので、今回洗い出した情報への対応は防災計画に委ねるという道筋になるのではないかな。

事務局 会長が話されたような着地になると思う。ただ、今後立適の説明を市民にしている中で、やはり不安や疑問が出てくるとも思うので、具体的な対応はどこで議論し担当しているかをきちんと答えられるような体制を作っていく必要があると改めて感じた。

会長 泉南市の特徴は漁村があることで、漁村というリスクの高いところに暮らしてきた歴史があり、そこに堤防を作るなどして安全性を高めながら今に至っているもので、そこを外したり高台に移転したりといった話には絶対にならないと思う。だから地域で対応しながら、行政でもサポートをしていく形になると思う。

4 誘導施策について

事務局（かんこう）より資料3に基づいて説明（説明内容、省略）

<質疑応答>

会長 一つ確認したい。資料3の8-2ページに「賑わいのある拠点づくり」とある。これは駅周辺をどう整備するかという話だと思うが、ここで言う「賑わい」とはどういうことを意味しているか。人がたくさんいるということか。私は先ほど話に出てきた「生活拠点」という言葉がよいように思った。人がたくさんいて、お店がたくさんあるようなことを目指すよりも、生活の中での居場所になるような場所で、人々がそこを生活の一部として使うようなイメージかと思ったのだが、どうだろうか。

事務局 実は都市計画マスタープラン上でも、この用語が使われている。拠点の色分けが3種類あり、市役所周辺を多機能型拠点、樽井駅と和泉砂川駅周辺を地域拠点、岡田浦駅と新家駅周辺を生活拠点と設定しており、そうしたところを網羅的に捉えてこの表現にした次第である。

会長 「賑わい」という表現が今ひとつ何を目指しているのかがピンとこないと感じたが、仕方がないのかもしれない。
次に、8-3ページの中段に「一定規模以上の敷地における」とあるが、これは住宅敷地のことか、それとも開発敷地のことか。

事務局 まず、総合計画の記載から引用しているという前提があるのだが、これについては、大阪府では、一定規模以上の開発にあたっては緑地を何%か設ける規定があるので、そうしたところを踏まえ総計でこうした表現にしていると思われる。

会長 これはすなわち泉南市は今後も住宅地開発を行うことを意味しているのか。泉南市は、どちらかというと市街地の空き家・空き地活用を行い、居住誘導区域の中に収めていくのがよいのではないかと思う。

事務局 住宅開発の話ではないのだが、事業所を呼び込みたいという話もあり、一定規模の工場等における緑地の確保といったものも想定している。

会長 しかし、それは「居住環境の向上」という項目とは別の話なのでは。

事務局 確かに、ご指摘のとおりである。記載の方法を検討させてもらう。

会長 住宅の話なのか、開発の話なのかわかるようにしてもらいたい。

委員 私の経験したことで少し疑問に感じたことがあったのでお聞きしたい。私の関係する団体が、砂川駅から新家駅に向かう道路に沿った歩道の一部でしだれ桜を

管理する活動をしていた。草刈りをしたり水をあげたりしていたのだが、団体員の高齢化が進み活動が難しくなったので、おそらく市の道路課だと思うのだが、電話をして、他の団体もしくは市に活動を引き継いでもらいたい旨の相談をした。そうしたら、その団体がPFIか何か詳しくはわからないのだが、市と契約を結んでいたらしく、その契約を一旦破棄する必要があると言われた。それで契約を破棄したらどうなるのか尋ねたところ、桜の木を伐採して更地にして返すようにという返事だったということである。さすがにそれは応じられないと私も思ったので、個人的に別の団体を探して無事に活動を引き継いでくれることになった。

それで資料3の8-3ページの「公園・緑地の確保」という項目で、「健康増進や子育てしやすい環境づくりに配慮した公園機能や配置の再編・再生。効果的・効率的な維持管理」といったことが書かれているが、この書かれている内容と、この団体への対応は相反することではないかと感じた。この文章のとおりに進めばよいが、こうした経験をすると、ここに書かれているとおりに進むのか非常に不安を感じる。

委員 道路の未供用用地の活用として、アドプト協定の中でそうした活用をしてもらっていて、一定期間、共用開始までの間、樹木を管理してもらっている状況である。道路はまだ共用開始していないが、共用開始の際には協定について見直されることになるであろうし、元々協定の中でそうしたことは謳われていたと思う。対応が杓子定規になってしまい申し訳なく思うが、協定自体はそうした内容であることをご理解いただければと思う。

会長 未整備の道路ということで、今の説明で納得してもらえたか。

委員 今は活動が引き継がれたので問題ない。

委員 都市計画道路で道路の形態はしているが、まだ共用開始をしておらず、開放しているので広場的に利用してもらっている状況である。

会長 では、最終的に桜の木は切られる可能は大いにあるわけである。もしくは都市計画道路自体を見直し、形態を変えることも考えられる。

委員 桜の木は街路樹として成立するものだと思うので、共用開始の際には、生育状態等も踏まえ、今管理している方々とともに検討し、判断していきたい。

会長 では、対話の行き違いがあったか。

委員 杓子定規な言葉で返してしまったところがあるようなので、そこは申し訳なく思う。

会長 今後は PFI や PPP の手法を使って管理していきたいということか。

委員 今の話の場所は規模が小さいのと、道路の暫定利用の部分なので、P-PFI といった話にはならないだろう。

会長 確かに今の話は道路についてで、資料に記載しているのは公園・緑地についてなので、別の話になるということである。
他に何か意見等はあるか。

委員 先ほど会長からも話があったが「賑わい」という言葉が気になる。りんくうタウンのエリアは居住者は少ないのだが、賑わいのウェイトはそちらにかかっており、企業からの新規の問い合わせなども幹線道路沿いが多いので、実態とかけ離れた状況で「賑わい」という言葉が使われるのはどうなのかというのが気になった。

委員 資料 3 の 8-6 ページに「岡田浦駅周辺地区公共施設等再編」に関する記載を予定しており、現在基本計画を策定しているところである。ここでは「岡田浦駅周辺地区の生活拠点形成」を目指しており、地域住民の方々へのアンケート調査を実施し、その結果をもとに計画策定を進めている。そのアンケートでは、日常生活の利便性が向上するもの、すなわちコンビニエンスストアや日常の買い物がすべて完結できるようなところの整備が期待されており、そうした整備を進めることで賑わいづくりを推進していきたいと考えている。

会長 「賑わい」についての考え方か。

委員 「賑わい」という言葉を残してほしいということ。

会長 「賑わい」が何を指すのか、多くのことが考えられるので、どう扱うべきかなかなか難しい。

委員 「生活環境を高める」といった表現ならまだ理解できるのだが、「賑わい」が何を指すかを考えると、商店街の活性化やコンビニの誘致なのかどうか…。

会長 コンビニがあることが「賑わい」というのは違うと思う。とはいえ、広場があって盆踊りをするのが「賑わい」というのも、また違うだろう。

事務局 個々の地域に応じた「賑わい」というものがあり、それを目指すことを想定しているが、その方向が見えにくいことが課題かもしれない。

会長 文言を足して文章を調整したら、対応できるのではないか。

事務局 都市計画マスタープランでも、目指している拠点のあるべき姿として「賑わい」という言葉を添えているので、地域に応じて「賑わい」の色合いが異なるという方向で表現に工夫できるか検討したい。
それと伊藤委員から指摘のあった沿道の「賑わい」についてだが、これもどういう機能を想定しているかによって難しいところがあるが、生活の利便に資するということであれば、今後も引き続き議論をさせてもらえればと考えている。

委員 ここでの「賑わい」という言葉が何を目指しているのかがわからないので、今は企業投資などのニーズが幹線沿道に偏っており、それも「賑わい」の側面を持つという実態を伝えた次第である。「賑わい」という言葉は、立場によってイメージするものが多様に変化するので、表現方法を検討してもらえればと思う。

委員 資料3の 8-4 ページの「公共交通の利便性・快適性の向上」の項目の文章中に「バス停への上屋・ベンチ・附随駐輪場の整備」とあるが、道路状況を考えると物理的に難しいところがあるので、書き過ぎのように思う。

事務局 説明の中で補足したつもりだったのだが、現在並行して策定を進めている地域公共交通計画との整合を図りながら、文言を整理していくことになる。まだ交通計画も検討段階なので、こちらの表現も仮置きという状況で、最終的に足並みをそろえていく。

事務局 （公共交通担当）補足すると、まさに昨日公共交通会議が開催され、議論を深めているところである。昨日の会議では基本方針が5つほど挙がり、その実現を目指して内容を調整していくことになる。端的に言うと、公共交通をいかに維持していくかが問題であり、維持するためには乗ってもらう必要があるということで、そのために利用者にとって便利にする、優しくする、また意識醸成、すなわちモビリティマネジメントといったことに取り組んでいくことを考えている。

会長 この辺りの表記については、事務局のほうで調整してもらえればと思う。これはもう一度この委員会で検討するのか。

事務局 今日いただいたご意見は計画に反映させる部分もあると思う。パブコメまでもう一度委員会を設定させてもらうが、それまでに改めて意見をいただくタイミングが取れるかどうか検討の上、相談させてもらいたく思う。

副会長 事務局に一つ確認してもらいたいことがある。資料3の 8-1 ページで誘導方針を4つ挙げており、これに基づいて大きく4項目に分類して、誘導施策をどう展開するかを整理してもらっている。

このベースになるのが参考資料1の 6-6 ページにある「各都市機能誘導区域の誘導施設」の一覧表だと思う。この表では誘導する施設を●で、維持する施設を○で表している。それで●の施設がここに示された地域にきちんと誘導されるような取り組みが、資料3の第8章ですべて網羅されているのかを、事務局でもう一度見直してみてもらいたい。また○の施設についても、そこにきちんと存続していけるように、長寿命化も含めた対応を示しているのか、何か不足している事項はないかといったことを今一度見直して確認してもらえればと思う。

会長 事務局は確認して対応してもらえればと思う。この委員会はパブコメまでもう一度開催されるとのことなので、委員の方々にも次回までに改めて内容を確認いただき、気づいたことがあれば事務局まで連絡いただきたく思う。

委員 資料2の図面の中に避難場所が示されているが、この図では具体的な場所が全くわからないので、一覧表にしてまとめてほしい。避難場所は数多くあるが、防災対策ができていない施設もあるので、避難場所として実際に使えない場所も出てくると思う。だからその確認の意味からも一覧表にしてきちんと場所を示してほしい。

事務局 了解した。前々回の委員会で避難所の一覧表の資料を添付したので、今回は改めてこの表を添付させてもらう。

委員 各地域に防災拠点を示す看板が立っているが、その表示が消えてしまって読めないものが多い。こうした壮大な計画を立てる前に、住民が日常で利用しているものにも注力してもらいたい。

委員 資料3の誘導施策の 8-3 ページに、「健康増進や子育てしやすい環境づくりに配

慮した公園機能や配置の再編・再生」を行うとしているが、これは公園の再編計画も踏まえて書いているということか。

事務局 そのとおりである。資料3の8-2ページ以降の内容は、既存の計画から抽出している内容であり、立適で新たに記述したものはほとんどない。

委員 立適で誘導区域を設定しているわけだが、ここの記載を見ると、公園を中心部に配置するような再編・再生を検討していくということを意味しているのか。

事務局 公園によって様々な状況が考えられると思う。例えば農業公園を都市機能誘導区域に配置することはあり得ない。というように、公園の機能を鑑みて、都市機能誘導区域にはどういう公園が必要かを適切に判断して取り組んでいくということを示している。

委員 とはいえ、ここは誘導施策の内容を示しているので、つまり、居住誘導区域内の公園の再編や整備を行うという方向性を示しているわけである。これは逆に言えば、文面には出ていないが、それ以外のエリアでは公園の整備は行わないということを示しているという理解でよいか。
その下の項目の「空き家対策」についても同様に、空き家対策は現状では市域全域で取り組んでいるが、ここで誘導施策として設定するのであれば、空き家対策も居住誘導区域内ではしっかり注力するが、それ以外の地域では緩やかに取り組むことになるかと臭わせているのか。

事務局 令和8年の現時点においては、そのどちらの要素もあると言える。立適の根本にあるのは、コンパクトプラスネットワークの考え方で、コンパクトにしていくものの、ネットワークで各地域をつなぐとしている。だから誘導区域外の地域、市街化調整区域などを放置するという議論には今のところなっていない。

委員 最重点と重点というイメージか。

事務局 そのとおりで、濃淡を付けるという形であり、誘導区域以外を放っておくような計画ではない。緩やかに誘導することになる。

会長 しかし、立地適正化計画なので、誘導地域に関してはきちんと書いておく必要がある。他のところを放っておくと書く必要は全く、そこは上位計画に委ねるところであるが、立地適正化計画ではこういう誘導を進めるというのはしっかりと示し

た上で、それに即した文章を書いてもらったほうが、今のような誤解は解けるのではないかと思う。その辺りも含めて再考してもらいたい。

5 その他

事務局より今後の予定について説明（説明内容、省略）

6 閉会

以上